

令和2年度普通交付税等の決定について（市町分）

令和2年(2020年)7月31日
山口県総合企画部市町課

1 普通交付税

- 今年度の交付決定額は、前年度比+12億6,700万円(+1.1%)の1,193億3,200万円となった。(増加は2年連続)
- 地域社会再生事業費*の創設や、社会福祉費の増加等による基準財政需要額の増加により、交付決定額は増加となった。
- 13年連続で全ての市町が交付団体となった。

※ 地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため創設

(1) 交付決定額

(単位 百万円、%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減額	伸率	〈参考〉 全国市町村分伸率
市	105,103	104,111	+ 991	+1.0	+0.9
町	14,230	13,953	+ 276	+2.0	
合計	119,332	118,065	+ 1,267	+1.1	

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、表内計算数値と一致しない場合がある。以下同じ

(2) 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

◇ 基準財政需要額

地域社会再生事業費の創設や、幼児教育・保育の無償化に伴う社会福祉費やその他の教育費の増加、会計年度任用職員制度の施行に伴う包括算定経費の増加等により、全体では対前年度比2.5%の増加となった。

◇ 基準財政収入額

税率の引き上げに伴う地方消費税交付金や、家屋の新築増に伴う固定資産税の増等により、全体では対前年度比3.5%の増加となった。

《対前年度比の増減率》

(単位 %)

区分	基準財政需要額		基準財政収入額	
	山口県	全国	山口県	全国
市	(2.2) 2.5	/	3.5	/
町	(2.5) 2.5		3.8	
合計	(2.2) 2.5	(2.7) 3.1	3.5	4.2

(注) 基準財政需要額の上段()は、臨時財政対策債分を加えた場合の伸び率

2 普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

- 普通交付税に臨時財政対策債発行可能額を加えた実質的な交付税の額は、前年度比＋10億5,500万円（＋0.8％）の1,374億4,700万円となった。（増加は7年ぶり）

（単位 百万円、％）

区 分	令 和 2 年度	令 和 元年度	増減額	伸 率	<参考> 全国市町村分 伸率
普通交付税	119,332	118,065	＋1,267	＋1.1	＋0.9
臨時財政対策債	18,115	18,327	▲212	▲1.2	▲3.6
合 計	137,447	136,392	＋1,055	＋0.8	＋0.2

※臨時財政対策債： 地方財源の不足に対処するため、令和2年度から令和4年度の間、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和元年度の間においても同様に発行）。なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される

3 地方特例交付金

- 自動車税減収補てん特例交付金や、軽自動車税減収補てん特定交付金等の増により、前年度比＋1億9,900万円（＋16.4％）の14億1,700万円となった。

（単位 百万円、％）

区 分	令 和 2 年度	令 和 元年度	増減額	伸 率	<参考> 全国市町村分 伸率
市	1,369	1,178	191	16.2	＋12.4
町	48	39	9	22.4	
合 計	1,417	1,218	199	16.4	

※地方特例交付金： 政策税制による地方税の減収や、特定の施策に伴う地方負担の増加等に対し、国が補てんするもの。令和2年度は次の3種類の交付金が交付される

①個人住民税減収補てん特例交付金

所得税の住宅借入金等特別税額控除において、所得税で控除しきれなかった額を翌年度の個人住民税から控除することにより生じる減収分の補てん

②自動車税減収補てん特例交付金

昨年10月の消費税引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分の補てん

③軽自動車税減収補てん特例交付金

昨年10月の消費税引上げに伴う需要の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分の補てん

令和2年度普通交付税等決定額

(単位 千円、%)

市町名	普通交付税				臨時財政 対策債 発行可能額 B	A+B	Cの 伸率	主な増減理由 ※ [] は増減額で、百万円単位
	R2 交付決定額 A	R元 交付決定額	増減額	伸率		C	D	
1 下 関 市	24,224,278	24,444,710	▲220,432	▲0.9	3,612,815	27,837,093	▲1.0	収入：地方消費税交付金の増[+1,197]
2 宇 部 市	7,784,659	7,825,344	▲40,685	▲0.5	2,069,564	9,854,223	0.4	需要：地域社会再生事業費の創設 [+259] 需要：高齢者保健福祉費（65歳以上）の増 [+166] 収入：法人税割の減[▲464]
3 山 口 市	13,739,586	13,838,657	▲99,071	▲0.7	2,223,165	15,962,751	▲1.3	収入：地方消費税交付金の増[+887]
4 萩 市	10,491,962	10,540,006	▲48,044	▲0.5	556,889	11,048,851	▲0.6	収入：地方消費税交付金の増[+222]
5 防 府 市	3,306,271	3,236,184	70,087	2.2	1,497,828	4,804,099	▲1.2	収入：地方消費税交付金の増[+519]
6 下 松 市	953,046	1,009,938	▲56,892	▲5.6	654,839	1,607,885	▲7.7	収入：地方消費税交付金の増[+250]
7 岩 国 市	12,707,052	12,750,798	▲43,746	▲0.3	1,586,349	14,293,401	▲0.7	収入：地方消費税交付金の増[+608]
8 光 市	3,445,217	3,246,851	198,366	6.1	734,688	4,179,905	3.4	需要：地域社会再生事業費の創設 [+123] 需要：社会福祉費の増[+65]
9 長 門 市	7,357,335	7,255,747	101,588	1.4	425,978	7,783,313	1.7	需要：地域社会再生事業費の創設 [+189] 需要：公債費（合併特例債）の増[+92] 収入：法人税割の減[▲101]
10 柳 井 市	3,936,898	3,848,775	88,123	2.3	451,172	4,388,070	2.3	需要：地域社会再生事業費の創設 [+128] 需要：包括算定経費（人口）の増[+51] 収入：固定資産税の減[▲42]
11 美 祢 市	5,254,568	5,270,096	▲15,528	▲0.3	353,882	5,608,450	0.0	
12 周 南 市	5,820,612	5,412,976	407,636	7.5	2,168,819	7,989,431	6.8	需要：地域社会再生事業費の創設 [+265] 需要：社会福祉費の増[+271] 収入：法人税割の減[▲875]
13 山陽小野田市	6,081,236	5,431,291	649,945	12.0	999,723	7,080,959	11.0	需要：地域社会再生事業費の創設 [+154] 需要：その他の教育費（人口）の増 [+272] 収入：法人税割の減[▲233]
市 計	105,102,720	104,111,373	991,347	1.0	17,335,711	122,438,431	0.6	
1 周防大島町	6,869,753	6,949,777	▲80,024	▲1.2	240,841	7,110,594	▲1.1	収入：地方消費税交付金の増[+75]
2 和 木 町	587,980	461,985	125,995	27.3	132,649	720,629	26.7	需要：地域社会再生事業費の創設 [+30] 需要：社会福祉費の増[+41] 収入：法人税割の減[▲31]
3 上 関 町	1,539,011	1,467,422	71,589	4.9	46,239	1,585,250	4.7	需要：地域社会再生事業費の創設 [+57] 需要：公債費（過疎対策事業債）の増[+16]
4 田 布 施 町	1,824,278	1,781,237	43,041	2.4	170,371	1,994,649	2.2	需要：地域社会再生事業費の創設 [+90] 需要：包括算定経費（人口）の増[+29]
5 平 生 町	1,801,051	1,732,994	68,057	3.9	134,237	1,935,288	3.6	需要：地域社会再生事業費の創設 [+80] 需要：包括算定経費（人口）の増[+28]
6 阿 武 町	1,607,510	1,560,018	47,492	3.0	54,733	1,662,243	2.8	需要：地域社会再生事業費の創設 [+62] 需要：社会福祉費の増[+7]
町 計	14,229,583	13,953,433	276,150	2.0	779,070	15,008,653	2.0	
県 計	119,332,303	118,064,806	1,267,497	1.1	18,114,781	137,447,084	0.8	

令和2年度地方特例交付金決定額

(単位 千円、%)

市 町 名	R02 交付決定額 A	R01 交付決定額 B	対前年度	
			増減額 A - B	伸 率
1 下 関 市	251,204	216,392	34,812	16.1
2 宇 部 市	145,267	126,353	18,914	15.0
3 山 口 市	212,902	182,504	30,398	16.7
4 萩 市	40,752	30,038	10,714	35.7
5 防 府 市	146,788	130,455	16,333	12.5
6 下 松 市	74,811	68,966	5,845	8.5
7 岩 国 市	144,496	123,922	20,574	16.6
8 光 市	54,940	46,897	8,043	17.2
9 長 門 市	29,107	20,952	8,155	38.9
10 柳 井 市	28,836	24,150	4,686	19.4
11 美 祢 市	18,130	12,859	5,271	41.0
12 周 南 市	155,988	136,550	19,438	14.2
13 山陽小野田市	65,744	58,326	7,418	12.7
市 計	1,368,965	1,178,364	190,601	16.2
1 周防大島町	9,747	6,217	3,530	56.8
2 和 木 町	6,871	6,809	62	0.9
3 上 関 町	1,099	599	500	83.5
4 田 布 施 町	14,962	13,276	1,686	12.7
5 平 生 町	12,009	10,256	1,753	17.1
6 阿 武 町	3,291	2,056	1,235	60.1
町 計	47,979	39,213	8,766	22.4
県 計	1,416,944	1,217,577	199,367	16.4

普通交付税の概要

1 普通交付税とは

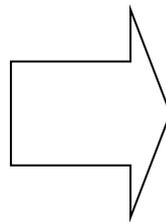
地方公共団体が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費（基準財政需要額）のうち、地方税等の収入見込額（基準財政収入額）で賄えない財源不足額を、国税の一定割合の額及び地方法人税の全額で各地方公共団体に対し公平に補填するもの。一般財源であるため補助金等と異なり、その用途は制限されない。

※ 地方交付税の総額及び種類

【国税五税】

（交付税の対象となる国税及びその割合）

所得税	…	33.1%
法人税	…	33.1%
酒税	…	50.0%
消費税	…	19.5%
地方法人税	…	全額



【地方交付税】

（地方交付税の種類及びその割合）

<u>普通交付税</u>	<u>94%</u>
特別交付税	6%

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方法

$$\begin{aligned} \text{普通交付税} &= \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} \\ &= \text{財源不足額} \end{aligned}$$

基準財政需要額	
普通交付税	基準財政収入額
← 財源不足額 →	

注) 基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合は、普通交付税が交付されない「不交付団体」となる。

※ 基準財政需要額

各地方公共団体が標準的な一定の水準でその行政事務を行うこととした場合に必要とされる経費のうち、一般財源で賄うべき財政需要を、各行政項目（例 消防費、都市計画費、社会福祉費等）ごとに合理的な方法により積算した額。

※ 基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に算定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入等を一定の方法によって算定した収入見込額。